

福祉用具購入費の受領委任払い制度について【事業者向け】

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の給付は、購入費用の全額を利用者が負担した後、保険者(加茂市)から保険給付分(購入費用の9割、8割または7割相当額)を利用者に払い戻す「償還払い」により行っています。

これに対し「受領委任払い」は、利用者が福祉用具販売事業者へ購入費用の1割、2割または3割相当額を支払い、本来利用者に対して支給される保険給付分(購入費用の9割、8割または7割相当額)を利用者の代わりに福祉用具販売業者が受け取る方法です。この方法を用いることで、利用者の一時的な経済的負担を軽減することができます。

加茂市では、**令和6年8月1日以降**に販売した福祉用具購入費用について、この受領委任払いの利用が可能になります。なお、現行の償還払いも引き続き利用することができます。

※利用者が受領委任払いを利用するときは、あらかじめ加茂市に「福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者」として登録された「取扱事業者」から購入する必要があります。

1. 受領委任払い取扱事業者の登録

事業者において受領委任払い制度を取り扱うためには、事前に加茂市への登録手続きが必要となります。

登録を希望する事業者は、以下の書類を長寿あんしん課へ提出してください。

- (1) 福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者登録申請書
- (2) 福祉用具購入費受領委任払い取扱に関する誓約書

取扱事業者の登録は、令和6年7月16日から行うことができます。

取扱事業者については、長寿あんしん課窓口および加茂市ホームページ上で確認ができるようにします。

2. 福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者の変更・廃止・休止・再開・辞退

登録内容に変更がある場合は、速やかに「福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者変更届出書」により届け出を行ってください。

登録を廃止・休止・再開・辞退する場合には、「住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書」を長寿あんしん課へ提出してください。

3. 受領委任払いができる利用者の制限

利用者が次のいずれかに該当する場合、受領委任払いは利用することができません。

(申請後にいずれかに該当した場合は、受領委任払による支給ができなくなりますので、償還払いへ切り替えてください)

- (1) 介護保険料を滞納している場合
- (2) 介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合
- (3) 福祉用具購入日時点で、要介護認定の申請中であるため、要介護度が決定していない場合
- (4) 福祉用具購入日時点で、病院等に入院または介護保険施設等に入所している場合

4. 福祉用具購入費の支給限度基準額

福祉用具購入費受給の利用限度額は同一年度内（4月から翌年3月まで）において、10万円までです。この額を超えた購入費用は利用者の負担となります。（10万円は対象となる購入費用の上限であり、支給の上限額は自己負担割合によって9万円、8万円または7万円となります）

5. 受領委任払いの取扱い手順

受領委任払いを利用することについて取扱事業者と利用者との間で合意した場合、次の手順により手続きを行ってください。

（1）受領委任払いが利用できるかの確認

- ① 利用者が利用制限者でないか
- ② 販売しようとする福祉用具が介護保険給付の対象であるか
- ③ 支給限度基準額を超えていないか（不明の場合は長寿あんしん課へお問い合わせください）
- ④ 過去に同一種目の福祉用具を購入していないか（不明の場合は長寿あんしん課へお問い合わせください）

（2）福祉用具販売及び利用者負担額の受領

販売に際しては、選定した福祉用具が利用者にとって適切なものであるか確認をお願いします。

介護保険対象分の購入費用に1割、2割または3割を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）と、介護保険対象外分の購入費用を利用者負担額として利用者から受領します。

※領収書は以下の例を参考に記載してください。

【「利用者負担額」の計算の例】

- 1円未満の端数は切り上げます。

例1）販売額が12,345円の場合（1割負担利用者）

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 12,345 \text{円} \times 1/10 \\ &= 1,234.5 \text{円} \div 1,235 \text{円} \end{aligned}$$

給付額 = 12,345円 - 1,235円 = 11,110円 が、取扱事業者へ振り込まれます。

- 同時に複数の福祉用具を販売する場合（複数の福祉用具の販売について、ひとつの領収書を交付する場合）は、個々の福祉用具ごとに1/10、2/10または3/10を乗じて1円未満の端数を切り上げ、足した額を利用者の負担額とします。

例2）販売額が12,345円の福祉用具と4,321円の福祉用具を各1個販売した場合（1割負担利用者）

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 12,345 \text{円} \times 1/10 + 4,321 \text{円} \times 1/10 \\ &= 1,234.5 \text{円} + 432.1 \text{円} \\ &\div 1,235 \text{円} + 433 \text{円} = 1,668 \text{円} \end{aligned}$$

給付額 = 12,345円 + 4,321円 - 1,668円 = 14,998円 が、取扱事業者へ振り込まれます。

- 福祉用具を販売することにより、利用者が当該年度に購入した福祉用具の費用額が支給限度基準額（同一年度内で10万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の販売費用の額に、1/10、2/10または3/10を乗じた額と支給限度基準額を超える額の合計額を利用者の負担額として支払いを受けます。

例3) 当該年度内に既に78,895円分の福祉用具を購入している利用者に対し、65,000円の福祉用具を販売する場合（1割負担利用者）

$$\begin{aligned} \text{支給限度基準額内の販売費用の額} &= 100,000 \text{円} - 78,895 \text{円} \\ &= 21,105 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{支給限度基準額を超える販売費用の額} &= 65,000 \text{円} - 21,105 \text{円} \\ &= 43,895 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 21,105 \text{円} \times 1/10 + 43,895 \text{円} \\ &= 2,110.5 \text{円} + 43,895 \text{円} \\ &\div 2,111 \text{円} + 43,895 \text{円} \\ &= 46,006 \text{円} \end{aligned}$$

給付額 = 65,000円 - 46,006円 = 18,994円 が、取扱事業者へ振り込まれます。

※支給限度基準額を超える販売費用の額は、介護保険の福祉用具購入費の対象とはなりません。

【領収書の記載例】

(領収書の例：例3の場合)

領 収 証		□□ 年 月 日
〇〇 〇〇 様		
金 額	¥ 4 6 , 0 0 6 -	
但し 腰掛便座 ポータブルトイレの利用者負担額 (保険対象1割分2,111円、超過分43,895円)として 上記正に領収いたしました。		
		販売事業者名 印

(3) 利用者から負担額を受領した後、次の書類を利用者に渡して、長寿あんしん課で申請を行ってもらってください。利用者からの依頼により取扱事業者で申請の代行ができます。

※利用者から依頼を受けた申請代行や書類作成については、取扱事業者の一任としますが事業者の責任のもとで行ってください。

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)
- ② 福祉用具購入に係る利用者負担分の領収書
- ③ 購入した福祉用具のパフレット等(コピー可)

(4) 長寿あんしん課で申請の内容を審査した後、適当と認めた場合に利用者が受領を委任した保険給付分（9割、8割または7割）の福祉用具購入費の給付額を決定し、取扱事業者の指定口座に振り込みます。

※申請書類に不備があった場合や、購入した福祉用具の必要性に疑義が生じた場合は、支給決定通知書等の発送や取扱事業者への支払いが遅れることがあります。

《お問い合わせ先》

加茂市役所長寿あんしん課介護保険係 加茂市幸町二丁目3番5号

電話 0256-41-4032（直通） FAX 0256-53-4693

e-mail kaigo@city.kamo.niigata.jp